

# 養護者による虐待事案への対応と支援

社会福祉法人

農協共済別府リハビリテーションセンター

障害者生活支援センター

基幹相談支援センター

相談支援専門員 青山 昌憲

# 本日お伝えしたいこと

- (1) 障害者虐待防止法について
- (2) 障害者の権利/権利擁護について
- (3) 養護者における虐待の対応について(初動期)
- (4) 事例からみる障害者虐待対応について
- (5) 自治体の体制整備について(別府市障害者自立支援協議会の活動から)
- (6) まとめ

# はじめに

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(通称、「障害者虐待防止法」)における虐待者の類型は下記のとおりとなる。

(1) 養護者における虐待

(2) 障害者福祉施設従事者等

(3) 使用者<sup>※</sup>

(1)(2)については、高齢者虐待防止法と同様であるが、(3)については、障害者虐待防止法独自の類型となる。学校、保育所等、医療施設も障害者虐待が生じやすい場所として捉えられているが、障害者虐待の定義はされず、個別の対応は定められていない。

# 1. 「養護者」

「現に障害者を養護する者」が養護者であり、高齢者虐待における養護者と同趣旨である。養護とは看護、介護、生活の世話を含む幅広い概念である。家庭内での虐待が想定されているが、場所的に家庭内に限られない。現に養護する者であるから、親族であるからといって当然に養護者となるわけではない反面、養護者は親族に限られるものではなく、友人、知人、近隣者等で障害者と一定のかかわりのある関係者も現に養護するものであれば養護者として見なされる。なお養護者でない親族も経済的虐待については虐待者となりうる。

なお、

18歳未満の障害児に対する養護者による虐待は、総則等全般的な規定や養護者の支援については障害者虐待防止法に規定されていますが、通報や通報に対する虐待対応については、児童虐待防止法が適用されます。

## 2. 「障害者福祉施設従事者等」

障害者福祉施設および障害福祉サービス事業にかかる業務に従事する者である。高齢者虐待と同趣旨である。障害者総合支援法に定める施設サービス、在宅サービスの業務のほとんどが含まれ、次のようになっている。

障害者福祉施設	障害者支援施設、のぞみの園
障害者福祉サービス事業等	障害者福祉サービス事業、相談支援事業、 移動支援事業、地域活動支援事業、福祉ホーム等

障害者福祉施設従事者等は、契約上もしくは職務上、障害者を支援し保護すべき立場にあり特に強く虐待防止に努めることが求められ、それだけ責任の重い立場であるといえる。障害者施設においては支配従属の関係や閉鎖的環境から職員の利用者に対する虐待が発生しやすく、知的障害施設における障害者虐待の事例が多い傾向にある。

### 3. 「使用者」

使用者とは、障害者を雇用する事業主または事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業者のために行為する者である。事業所において労働者を指揮命令監督する立場にある経営者、管理職、労働担当者等がこれに該当する。高齢者虐待にはない虐待の類型である。

使用者は、労働基準法、労働安全衛生法等による法律上の義務を負うものの、労働者（障害者）に対して養護すべき立場にあるわけではない。

# 虐待防止法制度の禁止行為類型と 対応システム

	高齢者虐待防止法	障害者虐待防止法	児童虐待防止法	DV防止法
行為類型	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 身体的暴行</li> <li>② ネグレクト</li> <li>③ 心理的虐待</li> <li>④ 性的虐待</li> <li>⑤ 経済的虐待</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 身体的暴行・<b>身体拘束</b></li> <li>② ネグレクト</li> <li>③ 心理的虐待</li> <li>④ 性的虐待</li> <li>⑤ 経済的虐待</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 身体的暴行</li> <li>② ネグレクト</li> <li>③ 心理的虐待</li> <li>④ 性的虐待</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 身体的暴力</li> <li>② 心理的暴力</li> </ul>
対応システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 養護者虐待通報 <ul style="list-style-type: none"> <li>↓</li> <li>ア 事実確認</li> <li>イ 一時保護</li> <li>ウ 居室確保</li> <li>エ 立入調査</li> </ul> </li> <li>② 施設虐待通報 <ul style="list-style-type: none"> <li>↓</li> <li>ア 都道府県報告</li> <li>イ 監督権限行使</li> <li>ウ 事実の公表</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 養護者虐待通報 <ul style="list-style-type: none"> <li>↓</li> <li>ア 事実確認</li> <li>イ 一時保護</li> <li>ウ 居室確保</li> <li>エ 立入調査</li> </ul> </li> <li>② 施設虐待通報 <ul style="list-style-type: none"> <li>↓</li> <li>ア 都道府県報告</li> <li>イ 監督権限行使</li> <li>ウ 事実の公表</li> </ul> </li> <li>③ <b>使用者虐待通報</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>↓</li> <li><b>施設虐待と同様</b></li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 虐待通告 <ul style="list-style-type: none"> <li>↓</li> <li>ア 安全確認</li> <li>イ 一時保護</li> <li>ウ 立入調査</li> <li>エ 保護者指導</li> <li>オ 27条措置</li> <li>カ 児童支援</li> <li>キ 親権喪失制度等の適切な運用</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 暴力通報 <ul style="list-style-type: none"> <li>↓</li> <li>ア 配偶者暴力相談</li> </ul> </li> </ul>

# 身体拘束について

障害者虐待防止法において身体拘束は、身体的虐待と明確に位置づけられた。

(1) やむを得ず身体拘束をするときの3要件

- ①切迫性           利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ②非代替性       身体拘束や行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
- ③一時性           身体拘束その他の行動制限が一時的であること

(2) 組織として慎重に検討、決定し個別支援計画に記載  
どのような理由で、どのような身体拘束を、いつするのか

(3) 本人・家族に丁寧な説明をして、同意を得る

(4) 必要な事項の記録

身体拘束を行ったときは、支援記録などにそのつど記録

# (1) 障害者の権利とは

## ①「障害者の権利に関する条約」からみる障害者虐待

- 障害者虐待は、「障害者の尊厳を害するもの」(障害者虐待防止法第1条)に示される通り、現代社会においては、いかなる理由でも許されるものではない。
- このことは、障害者の権利保障に関する世界的な基調ともいえる「障害者の権利に関する条約」(平成18年12月国連総会採択)⇒平成19年9月署名、平成26年1月に批准の第16条「搾取、暴力及び虐待からの自由」にも明示されている。

# 障害者の権利に関する条約

## 第16条 搾取、暴力及び虐待からの自由

1. 締約国は、家庭の内外におけるあらゆる形態の**搾取、暴力及び虐待(性別を理由とするものを含む。)**から障害者を保護するためのすべての適当な立法上、行政上、社会上、教育上その他の措置をとる。

2. また、締約国は、特に、障害者及びその家族並びに介護者に対する**適当な形態の性別及び年齢に配慮した援助及び支援**(搾取、暴力及び虐待の事案を防止し、認識し、及び報告する方法に関する情報及び教育を提供することによるものを含む。)を確保することにより、あらゆる形態の搾取、暴力及び虐待を防止するためのすべての適当な措置をとる。締約国は、保護事業が年齢、性別及び障害に配慮したものであることを確保する。
3. 締約国は、あらゆる形態の搾取、暴力及び虐待の発生を防止するため、障害者に役立つことを意図したすべての施設及び計画が独立した当局により効果的に監視されることを確保する。

4. 締約国は、あらゆる形態の搾取、暴力又は虐待の被害者となる障害者の身体的、認知的及び心理的な回復及びリハビリテーション並びに社会復帰を促進するためのすべての適切な措置（保護事業の提供によるものを含む。）をとる。このような回復及び復帰は、障害者の健康、福祉、自尊心、尊厳及び自律を育成する環境において行われるものとし、**性別及び年齢に応じたニーズを考慮に入れる。**
5. 締約国は、障害者に対する搾取、暴力及び虐待の事案が特定され、捜査され、及び適当な場合には訴追されることを確保するための効果的な法令及び政策（女子及び児童に重点を置いた法令及び政策を含む。）を実施する。

# (3)障害者虐待防止・権利擁護に おける福祉専門職の役割

## ①ソーシャルワーカーの国際的定義(旧)から考える

ソーシャルワーク専門職は、人間の福利(ウエルビーイング)の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人びとのエンパワーメントと解放を促していく。ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である。

# (3)障害者虐待防止・権利擁護に おける福祉専門職の役割

## ①ソーシャルワーカーの国際的定義(新)から考える

ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。

社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。

ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やささまざまな構造に働きかける。

# (3)障害者虐待防止・権利擁護に おける福祉専門職の役割

## ②社会福祉士の倫理綱領・行動規範から考える

(性的差別・虐待の禁止)

- 11-3. 社会福祉士は、利用者が暴力や性的搾取・虐待の対象となっている場合、すみやかに発見できるよう心掛けなければならない。
- 11-4. 社会福祉士は、性的差別や セクシュアル・ハラスメント、虐待に対する正しい 知識を得るよう学ばなければならない。

(権利侵害の防止)

- 12-1. 社会福祉士は、利用者の権利について十分に認識し、敏感かつ積極的に対応しなければならない。
- 12-2. 社会福祉士は、利用者の権利侵害を防止する環境を整え、そのシステムの構築に努めなければならない。
- 12-3. 社会福祉士は、利用者の権利侵害の防止についての啓発活動を積極的に行わなければならない。

# 専門職のもつ二面性

福祉専門職には、障害者の権利擁護者として利用者とともに歩む役割が期待される。しかし反面で、利用者の抱える“弱さ”（ハンディキャップ故に生じる情報、自己表現力、判断能力等の課題）に最も近い立場にいるため、権利侵害者となりうる危険性を有していることを認識する必要がある。

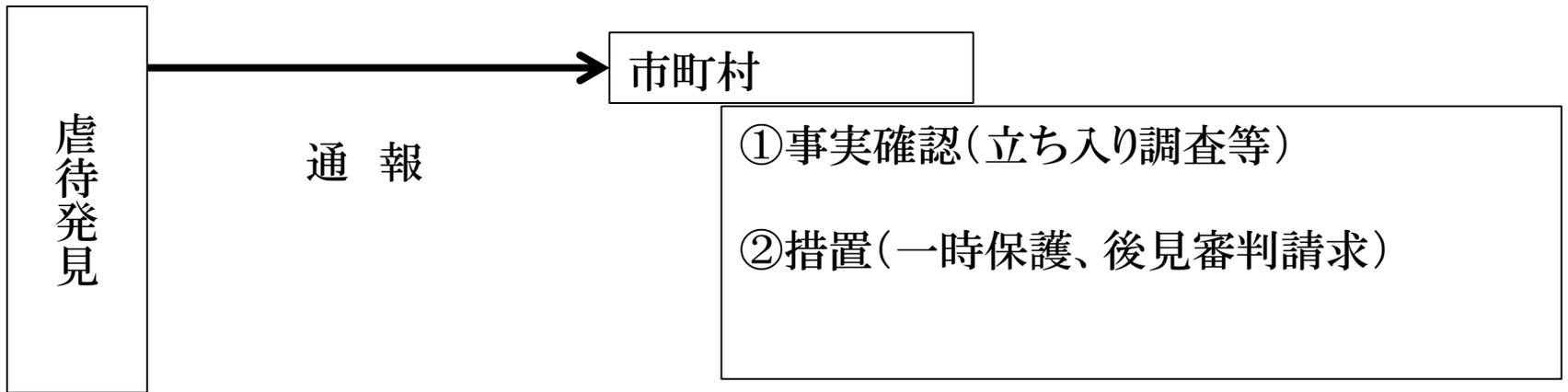
# 障害者虐待の判断

- 人権を守る
- 虐待の自覚の有無にかかわらず客観的事実から判断する。
- 「虐待かどうか」ではなく「支援が必要かどうか」
- 親や家族の意向が障害者本人のニーズと異なる場合がある
- 虐待の判断はチームで行う

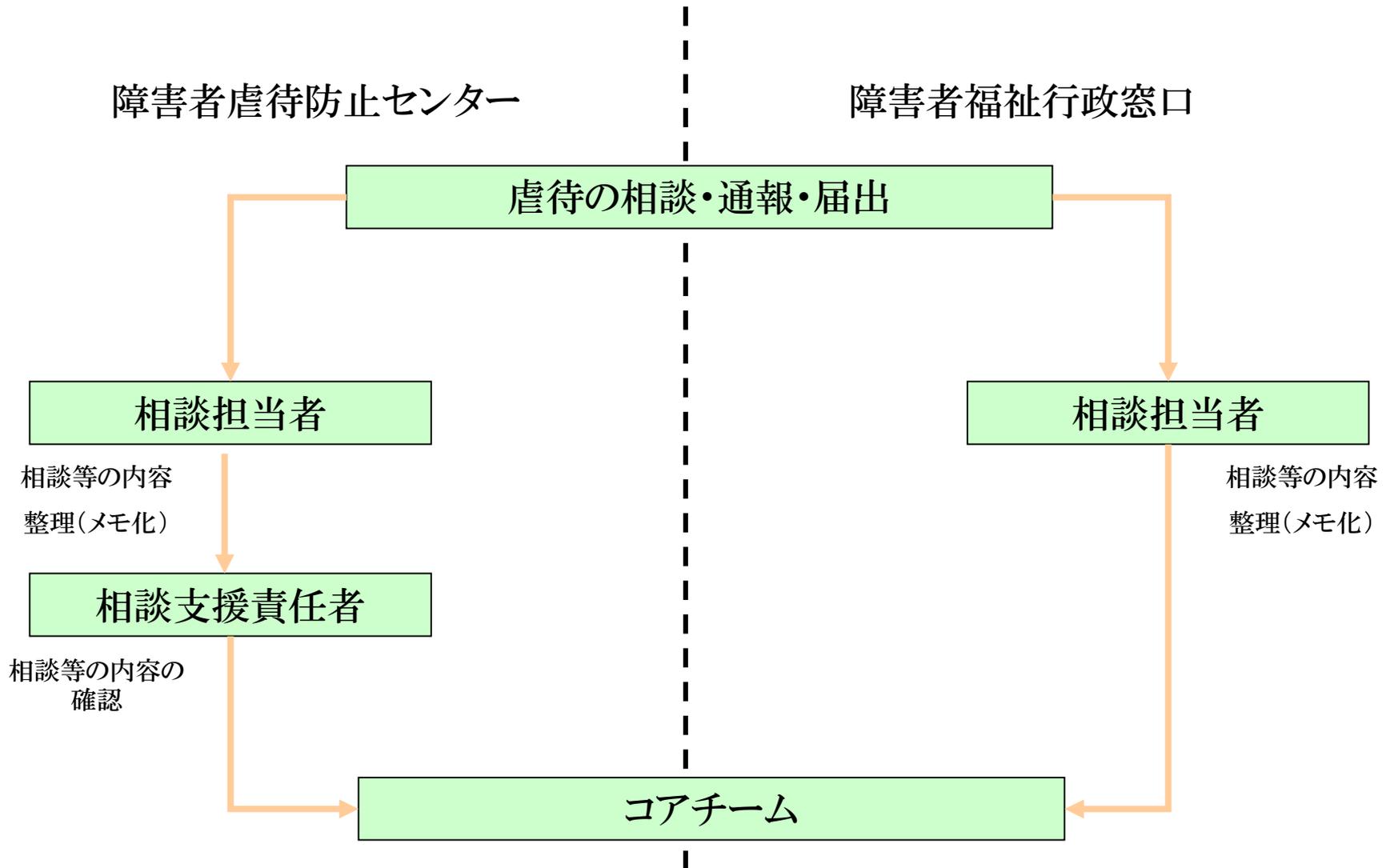
# 障害者虐待防止等のスキーム

## 【養護者による障害者虐待】

市町村の責務：相談等、居室確保、連携確保



# 虐待の相談等の伝達ルート(市町村)



※この伝達ルートを迅速・正確・円滑に情報が流れることが重要であることから、伝達ルートの関係者は定期的に連絡会議をもって意見交換をしたり、関係機関との協議をする等して連携を図るようしておくことが求められる。

# 警察からの通報

【警察庁】

警察庁 丙生企発第90号

丙給厚発第12号

丙地発第26号

丙刑企発第32号

丙捜一発第51号

(平成24年9月5日)

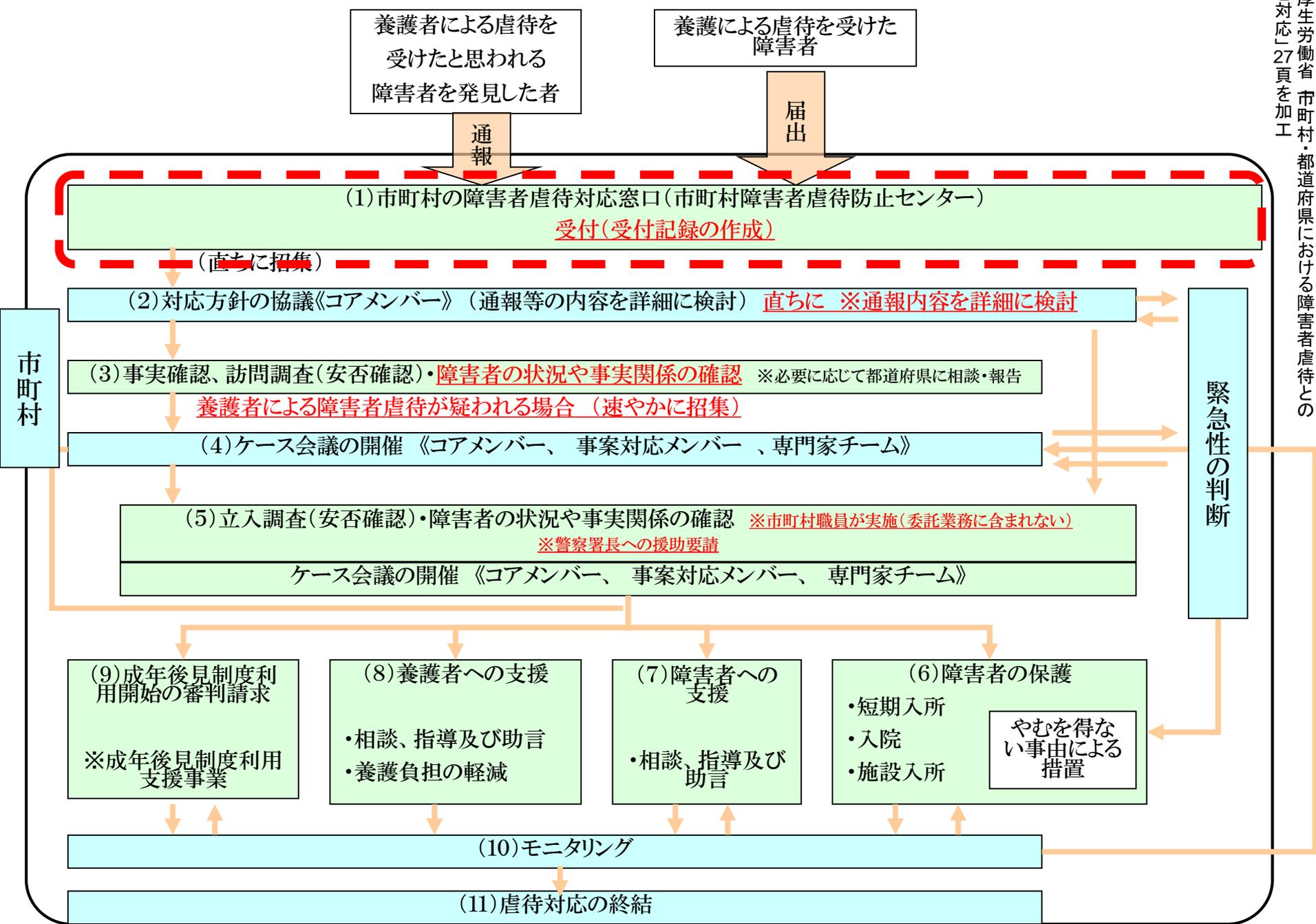
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行を踏まえ、障害者虐待事案への適切対応について(通達)

H24.9.5各都道府県警察に通達を发出（警察が障害者虐待を認知した場合における適切な対応について示した。）

PDF [89KB]

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaishahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html)

# 養護者による障害者虐待への対応（市町村）



市町村

緊急性の判断

養護者による虐待を受けたと思われる障害者を発見した者

養護による虐待を受けた障害者

通報

届出

(1) 市町村の障害者虐待対応窓口(市町村障害者虐待防止センター)

受付(受付記録の作成)

(直ちに招集)

(2) 対応方針の協議《コアメンバー》(通報等の内容を詳細に検討) 直ちに ※通報内容を詳細に検討

(3) 事実確認、訪問調査(安否確認)・障害者の状況や事実関係の確認 ※必要に応じて都道府県に相談・報告

養護者による障害者虐待が疑われる場合(速やかに招集)

(4) ケース会議の開催《コアメンバー、事案対応メンバー、専門家チーム》

(5) 立入調査(安否確認)・障害者の状況や事実関係の確認 ※市町村職員が実施(委託業務に含まれない)

※警察署長への援助要請

ケース会議の開催《コアメンバー、事案対応メンバー、専門家チーム》

(9) 成年後見制度利用開始の審判請求

※成年後見制度利用支援事業

(8) 養護者への支援

・相談、指導及び助言  
・養護負担の軽減

(7) 障害者への支援

・相談、指導及び助言

(6) 障害者の保護

・短期入所  
・入院  
・施設入所

やむを得ない事由による措置

(10) モニタリング

(11) 虐待対応の終結

【参考】 受付票の例

障がい者虐待（相談）受付チェックシート

様式1

受付日	平成 年 月 日 時 分 ~ 時 分	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 来所 <input type="checkbox"/> その他 [ ]	
受付機関	<input type="checkbox"/> ●●市（町村）障がい福祉課	<input type="checkbox"/> ●●市（町村）虐待防止センター	対応者:
相談者 （通報者） （届出者）	氏名	<input type="checkbox"/> 匿名	所属機関名
	住所		電話番号
	本人との 関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 近隣住民・知人 <input type="checkbox"/> 障がい福祉サービス事業所 <input type="checkbox"/> 相談支援事業所 <input type="checkbox"/> 教育関連機関 <input type="checkbox"/> 職場・雇用先 <input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
【相談者（通報者）からの具体的な相談内容・虐待だと思った事項・虐待者の様子や意見等】			
虐待の可能性	<input type="checkbox"/> 身体的 <input type="checkbox"/> 性的 <input type="checkbox"/> 心理的 <input type="checkbox"/> 介護の放棄・放任 <input type="checkbox"/> 経済的 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
虐待(疑い) 者の状況	氏名	年齢( ) <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> 不明	職業
	現住所		電話番号
	本人との 関係	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> その他親族 <input type="checkbox"/> 知人 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
		<input type="checkbox"/> 障がい福祉サービス（施設）従事者 【事業所名 所在地】 <input type="checkbox"/> 雇用主（使用者） 【企業名 所在地】 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
特記事項			
相談者の情報源	相談者は <input type="checkbox"/> 実際に目撃した <input type="checkbox"/> あざ等を見て、又は怒鳴り声や泣き声等を聞いて推測した <input type="checkbox"/> 本人から聞いた <input type="checkbox"/> ( ) から聞いた		

本人の 状況	ふりがな		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳
	氏名	<input type="checkbox"/> 不明	生年月日	年 月 日
	現住所		電話番号	
	障がい種別	<input type="checkbox"/> 身体障がい <input type="checkbox"/> 知的障がい <input type="checkbox"/> 精神障がい <input type="checkbox"/> その他（疑いの場合含）（ ）		
	手帳	<input type="checkbox"/> 身体障がい者手帳（ ）級 <input type="checkbox"/> 療育手帳（ ） <input type="checkbox"/> 精神保健福祉手帳（ ）級		
	障がい支援区分	（ ） <input type="checkbox"/> 不明		
	日中活動	<input type="checkbox"/> 障がい福祉サービス（ ） <input type="checkbox"/> 職場（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	居住状況	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> GH・CH（ ） <input type="checkbox"/> 施設（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	その他 関係機関	<input type="checkbox"/> 障がい福祉サービス（ ） <input type="checkbox"/> 医療（ ） <input type="checkbox"/> 教育（ ） <input type="checkbox"/> 相談支援事業所（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	医療面	<input type="checkbox"/> 特別なケアを要する事項（ ） <input type="checkbox"/> 既往症（ ）		
		<input type="checkbox"/> その他（ ）		
経済状況	<input type="checkbox"/> 障がい年金受給（ ）級 <input type="checkbox"/> 生活保護受給 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
特記事項				

本人の 生活状況	【家族関係・居住状況など】 ジェノグラム・エコマップ等	【サービス利用状況・日中活動・雇用場面等】

本人の 意向など	虐待を受けているという自覚 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	虐待に対する意思表示 <input type="checkbox"/> 助けを求めている <input type="checkbox"/> サインがある <input type="checkbox"/> 隠そうとする <input type="checkbox"/> 意思表示が困難 <input type="checkbox"/> その他（ ）

今後の対応及びコアメンバー会議への申送事項

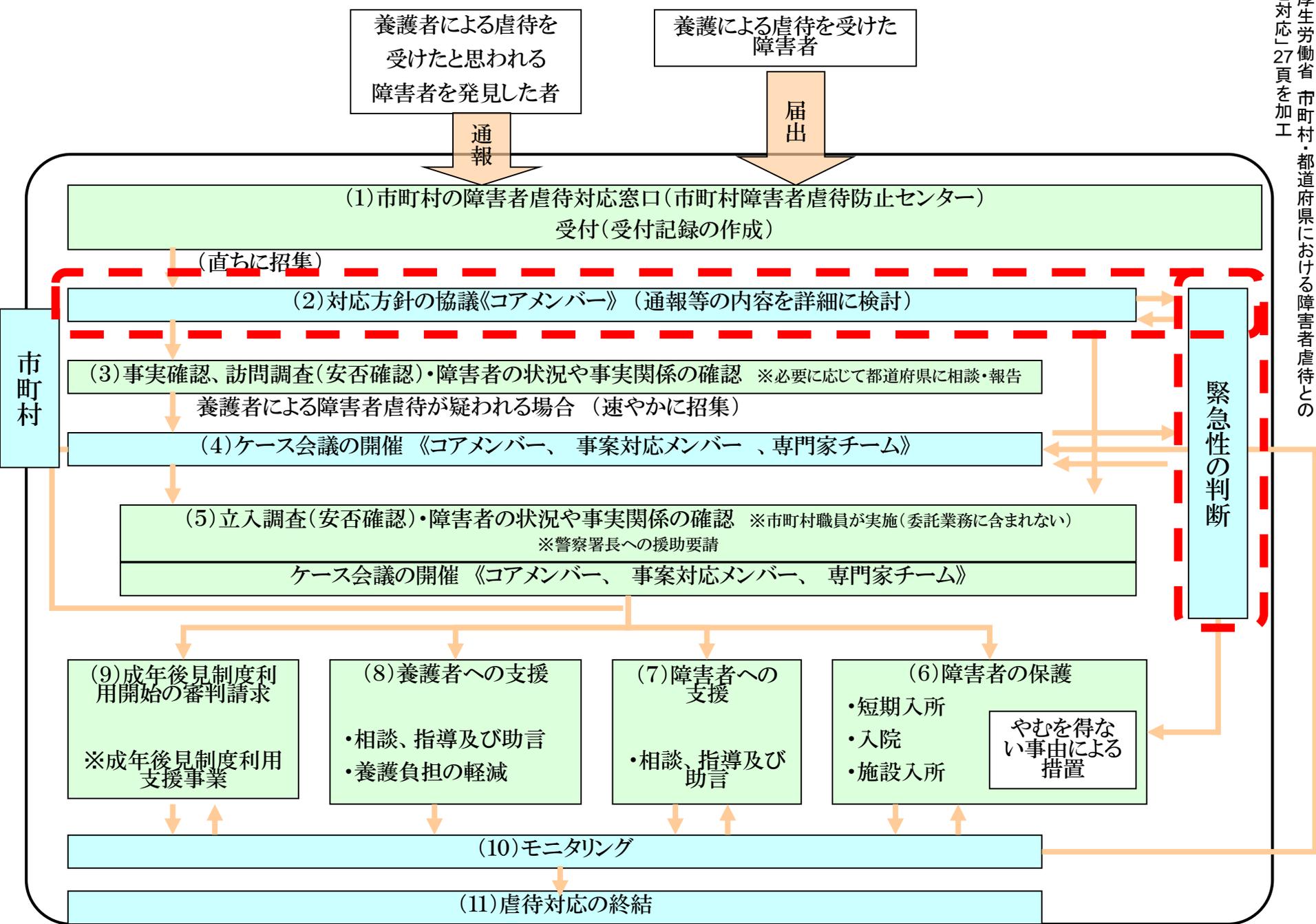
# 個人情報保護の保護

- 障害者虐待事案への対応では、当該障害者や養護者等に関する情報は、個人情報保護法の第三者提供の制限の例外として扱われる場合もある。
- 市町村の個人情報保護条例との調整を図り、相談記録等の取り扱いルールを定めておく。
- 通報者や届出者を特定する情報についての守秘義務（障害者虐待防止法 第8条、第33条）

## 【個別ケース会議】



# 養護者による障害者虐待への対応（市町村）



# 虐待対応のコアメンバーの構成 (市町村)

- 虐待担当部局管理職員（原則として、課所長等の所属長）

※緊急対応や警察等への要請をおこなう場合もあるため、管理職員は必須となる。

- 虐待担当職員（ケースワーカー等の社会福祉現業職員）
- 虐待防止センターを業務委託している場合は、当該センター職員

※判断するメンバーが固定されていなければ、判断にブレが生じる。

※いたずらにメンバーの人数を増やせば迅速性や機動性に欠くことになる。

# コアメンバー会議による 対応方針の協議

## 1. 初動対応の決定

- ・ 事実確認の方法や関係機関への連絡・情報提供依頼等に関する今後の方針、職員の役割分担等を決定する。

- ※コアメンバーについて、事前に責任者やメンバー、それぞれの役割を明確にしておく。

- ※時間外の対応の体制整備

- （受付機能と、組織的判断や緊急対応が適切におこなえる体制の準備）

# 緊急性の判断の際に留意すべき事項

緊急性の判断にあたっては、以下の点を検討する。

- 過去の通報や支援内容等に関する情報の確認
- 虐待の状況や障害者の生命や身体の危険性

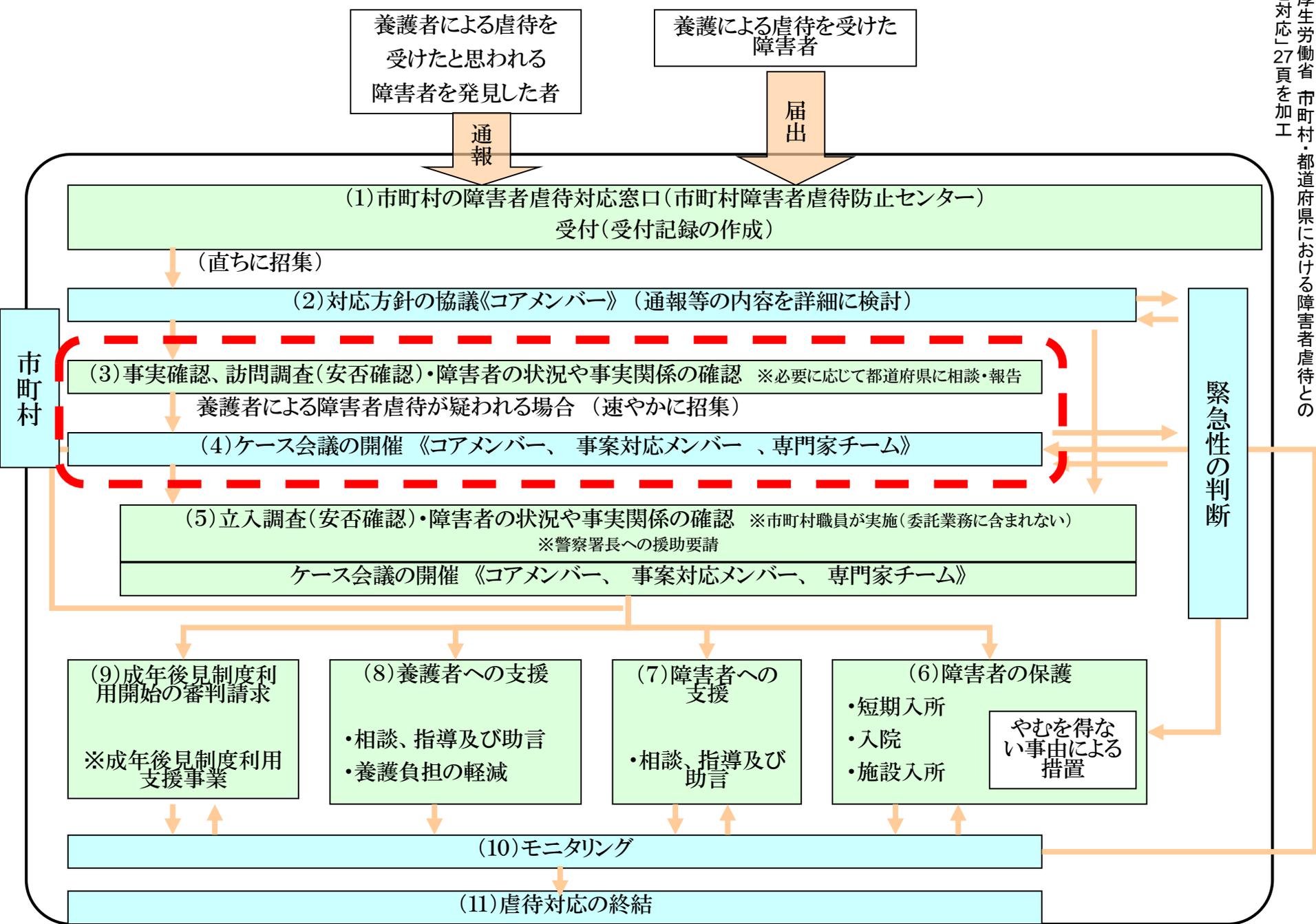
## 【参考】

- 生命が危ぶまれるような状況が確認される、もしくは予測される。
  - ・骨折、頭蓋内出血、重症の火傷など深刻な身体的外傷がある。
  - ・極端な栄養不良、脱水症状がある。
  - ・「うめき声が聞こえる」などの深刻な状況が予測される情報がある。
  - ・器物（刃物、食器等）を使った暴力や脅しがあり、生命の危険性が予測される。
- 障害者本人が保護を求めているとき

# 緊急性の判断後の対応

- 緊急性があると判断したとき
  - ・ 措置を含めた保護方法を速やかに検討する。
- 緊急性がないと判断したとき
  - ・ 調査方針と担当者を決定する。
  - ・ 情報の不足により緊急性がないと確認できない場合は、さらに調査をすすめる。
- 共有
  - ・ 決定した内容は会議録に記録し、速やかに責任者の確認を受け保存する。

# 養護者による障害者虐待への対応（市町村）



# 事実確認で把握・確認すべき事項

## ①虐待の状況

- ・虐待の種類や程度
- ・虐待の具体的な状況
- ・虐待の経過

- 速やかに2人以上の職員で訪問する。
  - 他機関での関わりの情報を得る。
- ※障害者の安全確認ほか、障害者や養護者等の家族状況を全体的に把握するよう努める。

## ②障害者の状況

- ・安全の確認：関係機関や関係者の協力を得ながら、面会その他の方法で確認する。
- ・身体状況：傷害部位およびその状況を具体的に記録する。
- ・精神状態：虐待による精神的な影響が表情や行動にあらわれている可能性を探り、それを記録する。
- ・生活環境：障害者が生活している居室等の生活環境を記録する。

## ③障害者と家族の状況

- ・人間関係：障害者と養護者・家族等の人間関係（かかわり方等）を把握する。

## ④障害福祉サービス等の利用状況

## ⑤場合によっては所轄警察からの情報提供

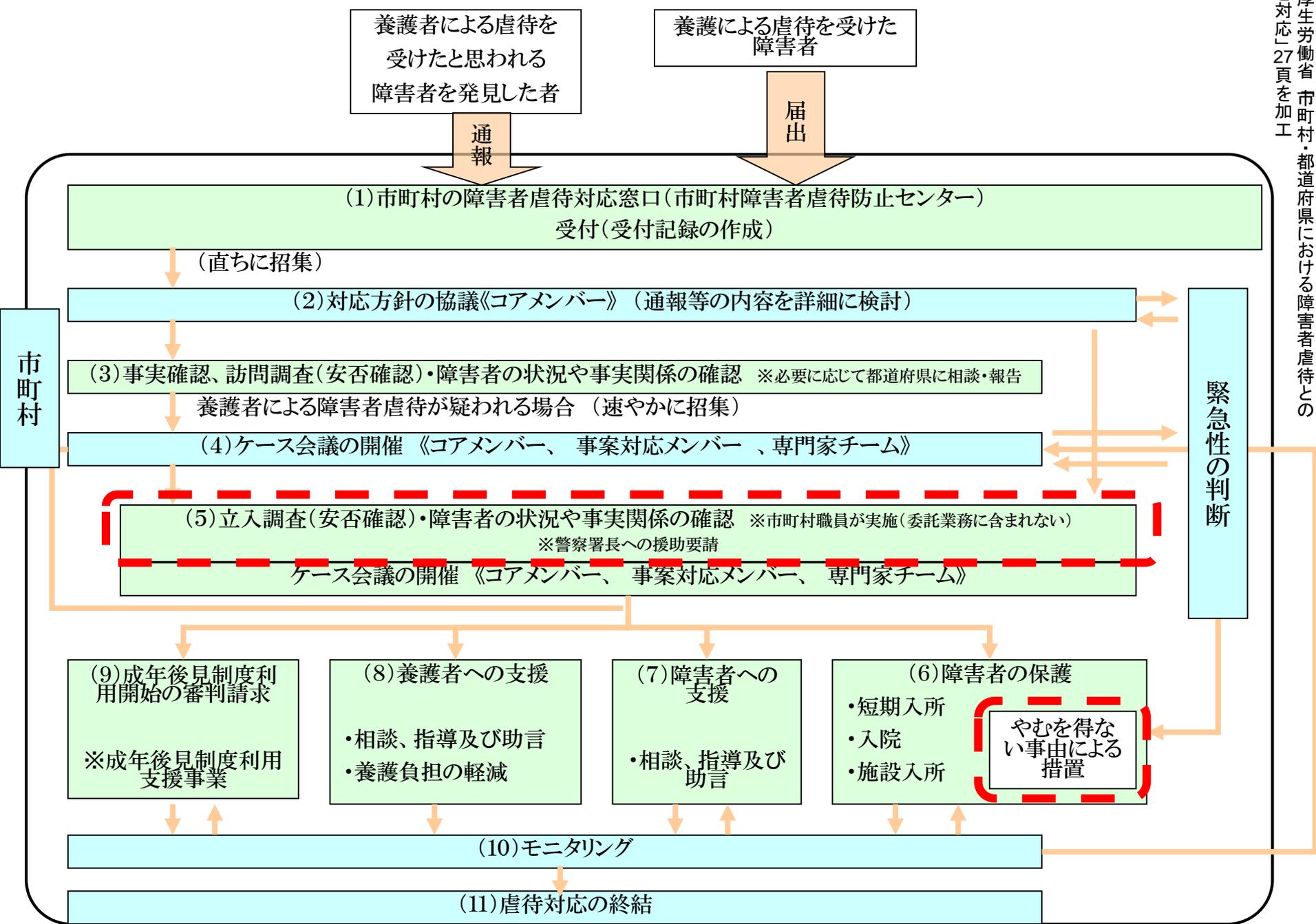
# 関係機関から収集する情報の種類等の例

- 家族全員の住民票（同居家族構成の把握）
- 戸籍謄本（家族の法的関係や転居歴等）
- 生活保護受給の有無（受給の場合は、生活歴や受給状況等を把握し連携を図る）
- 障害福祉サービス事業所や相談支援専門員等からの情報
- 医療機関からの情報
- 警察からの情報
- 民生委員からの情報

# 個別ケース会議のメンバー構成 (例)

コアメンバー	市町村担当部局の職員及び管理職（事務を委託した場合委託先の職員を含む） ※緊急の判断が求められることがあるため市町村担当部局管理職は必須
事案対応メンバー	事案に応じて必要な支援が提供できる各機関の実務担当者を招集する。（行政、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、医療機関、労働機関等）
専門家チーム	事案に応じて、警察、弁護士、医療機関等

# 養護者による障害者虐待への対応(市町村)



# 立入調査の実施体制

## ①立入調査の執行にあたる職員

- 市町村の障害福祉担当職員がおこなう。(障害者虐待防止センター職員のみでは望ましくなく、市町村から業務委託された障害者虐待防止センター職員は選任できない。)
- 立入調査を執行する職員は複数とする。
- 医療措置の必要が危惧される場合には、入院等の必要性を的確に判断できる医療職を同行させる。

## ②警察との連携

- 警察署長への援助要請については法令面等から十分に検討する。
- 警察の援助が必要な場合には、所轄の警察署を確認して所定の手続きをして依頼する。(援助内容については十分に協議して確認する。)

# 立入調査の実施体制

## ③その他の関係者との連携

- 養護者に精神的な疾患が疑われる場合は精神保健福祉相談員に同行を依頼する。
- 調査によっては精神保健指定医による診療や入院も考えられることから事前に関係者に協力を依頼する。
- 状況によっては、養護者や家族とのかかわりにある親族等に同行や立ち会いを依頼する。

# 立入調査の留意点

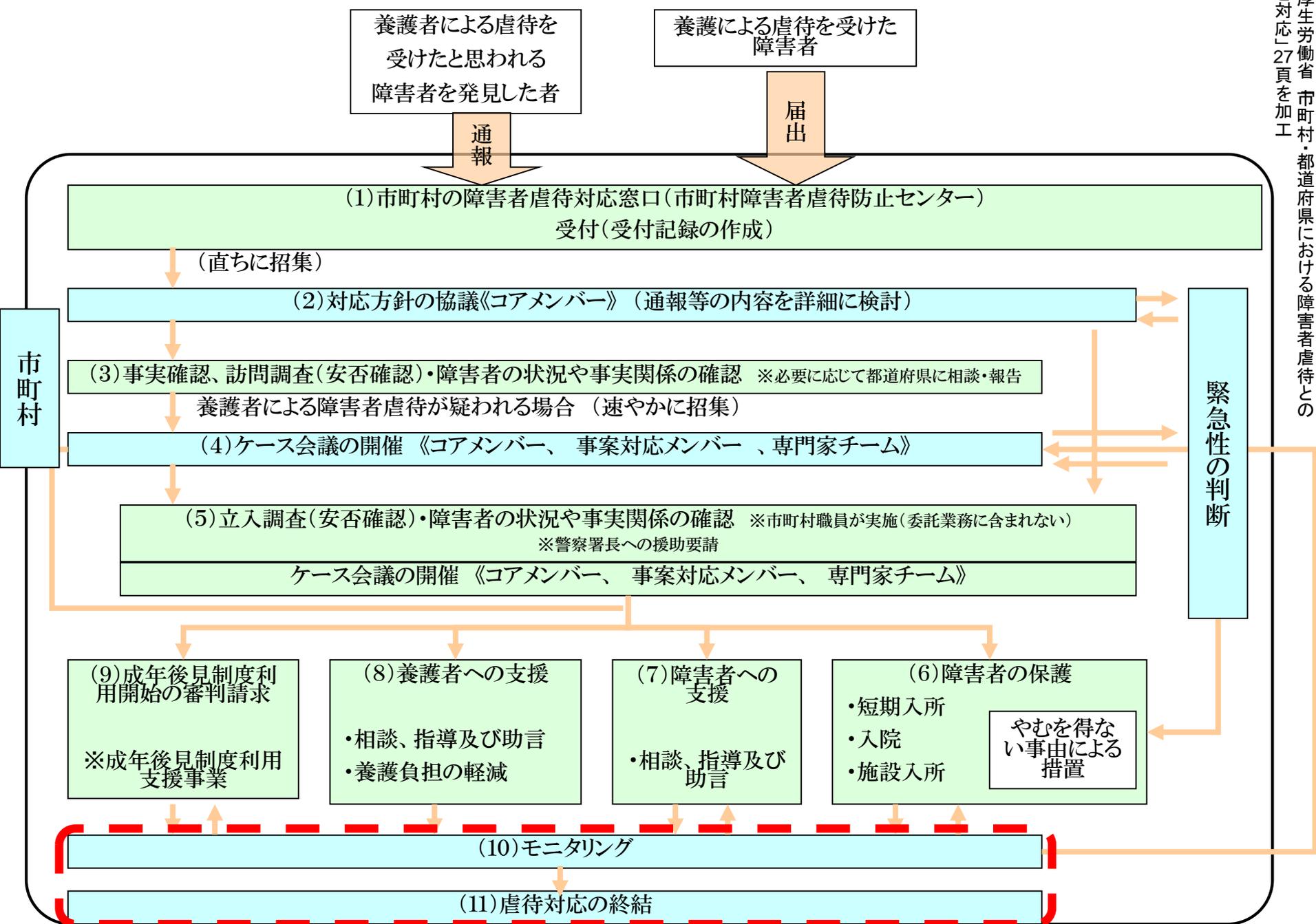
- ①職員的身分証明書の携帯
- ②立入調査の目的、確認したい事項（調査項目）や質問したい事項（質問項目）、立入調査権を発動した理由の説明を整理しておき、養護者等に適切に伝え、書面でも準備しておく。
- ③調査時に確認した状態によっては、直ちに必要な保護をおこなえるように判断して決定でき、それを直ぐに実行できる体制を準備する。

# 「やむを得ない事由」による措置

障害者虐待防止は、市町村長に「養護者による障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障害者を一時的に保護する。」（第9条第2項）ことを義務付けています。

障害者の生命や身体への危険性が高く、現状のまま放置すれば重大な結果が危惧される場合や、他の方法では虐待の軽減が期待できない場合に、障害者を保護するためにおこなうもので、養護者の意向にかかわらずおこなうだけの「やむを得ない事由」を理由としておこなうものである。

# 養護者による障害者虐待への対応(市町村)



# モニタリング～終結までの支援①

- 関係機関による援助を実施する。
- 養護者等の負担軽減を進めると同時に、必要に応じて、毅然とした態度で権限の行使を行う。
- 保護・分離をする場合は、残された家族への影響を考慮し、家族を誰が支援するのかを検討し、早期から家族を支援する関係機関と連携を図ることが重要。
- 定期的な訪問によるモニタリングを実施し、再アセスメントや対応方針の修正を行っていく。

## モニタリング～終結までの支援②

- 本人への情報提供とエンパワメントに向けた支援を行い、また主たる協力者の発掘が必要となる場合もある。
- **個別**ケース会議による評価を行い、虐待状況が解消されたと評価された場合、虐待対応は終結となる。
- 最終目標は本人が安心して自分らしく生活を送ることが出来るようになることであり、虐待対応が終結しても、通常業務として相談支援を行っていくことが必要となる場合がある。

# 事例からみる障害者虐待対応

(事例は印刷スライドには入れない！！)

# 自治体の体制づくり

# 自治体における体制整備のあり方

- 自治体職員・支援者に対して虐待防止の視点と方法を周知徹底するための研修会実施
- 障害者保護に必要な居室の確保
- 養護者の支援のための居室の確保
- 地域住民を巻き込んだ協働の組織化

# 研修会の実施

- 虐待かどうかの判断を統一するという意味もあるが、虐待の通報対応のイメージ化・虐待かどうかの判断を共有させるという意味を持つ。
- 虐待対応において地域に不足している資源を確認することができる。

協議会の活用（部会等の設置）

# (別府市) 地域自立支援協議会の運営図【平成30年～】

**全体会 【4回／年】**  
 【事務局】別府市福祉保健部障害福祉課

(委員) ●別府医師会 ●別府大学 ●自治委員会 ●民生・児童委員 ●商工会議所 ●社会福祉協議会 ●老人クラブ連合会  
 ●障害者職業センター ●東部保健所 ●南石垣支援学校 ●当事者団体 ●地域包括支援センター ●委託相談支援事業所

**運営会議(全体会) 【4回／年】**

【事務局】別府市福祉保健部障害福祉課  
 (参加メンバー) 委託相談支援事業所、事務局

**実務担当者会議 【1回／月】**

【事務局】別府市福祉保健部障害福祉課

(委員) ●障害者支援施設 ●西別府病院 ●東部保健所 ●南石垣支援学校 ●精神科PSW ●当事者団体 ●地域包括支援センター ●生活介護(通所) ●指定特定相談支援事業所 ●委託相談支援事業所 ●大分大学

介護支援専門員との連携分科会  
 防災を考える分科会  
 地域移行・地域定着分科会

**運営会議(実務分) 【1回／月】**

【事務局】別府市福祉保健部障害福祉課  
 (参加メンバー) 委託相談支援事業所、事務局

**地域生活支援部会**

就労部会  
 当事者部会  
 子ども支援部会  
 基幹相談支援センター運営部会  
 特定相談協議会及び相談支援連絡協議会

親なき後等の問題解決委員会での課題

ニーズ、課題困難ケース等

Aさんの 個別実践からの課題  
 Bさんの 個別実践からの課題  
 Cさんの 個別実践からの課題  
 Dさんの 個別実践からの課題

**個別支援会議に関する機関**  
 行政、相談支援事業所、医療関係、教育関係、施設関係、サービス事業所、専門相談機関等

# 地域生活支援拠点等の整備促進について

別府市は平成30年度に地域生活支援拠点整備等は整備済としています。  
(県内3か所)

ただ、拠点等整備には5つの機能があり、別府市は2) 緊急時対応 3) 体験の機会・場 4) 専門性、専門的人材の養成については、具体的整備ができていません。

地域生活支援部会では、地域生活支援拠点等の5つの機能のうち当面、「4) 専門性、専門的人材の養成」を強化することとした。

専門性、専門的人材の養成を担保するシステムとして、別府市で障害福祉に従事する方に理解してもらいたいこと(共通研修)、それぞれの分野で理解を深めてもらいたいこと(分野別研修)を企画・立案・開催をしていく。

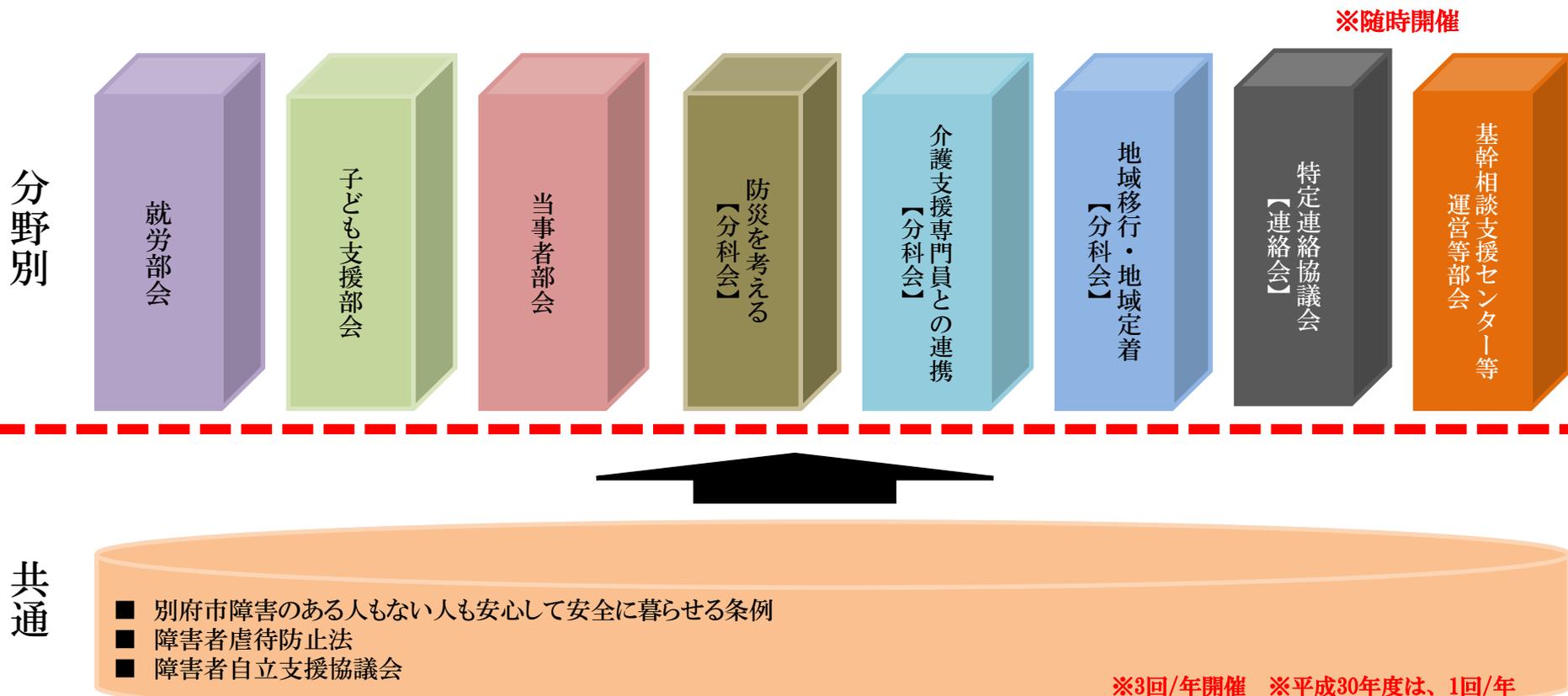
専門性、専門性人材の養成については、いくつかの解釈が考えられますが、別府市で提示しているシステムは、研修会等のイメージが強調されているが、そこに固執することなく柔軟な解釈でシステムを構築していきたい。

# 地域生活支援拠点等【専門性、専門的人材の養成】 の研修等取り組みイメージ

■地域生活支援部会重点目標(平成30年度):主な機能(①相談②体験の機会・場③緊急時の対応・ショートステイの利便性④専門性⑤地域づくり)のうち、**④専門性、専門的人材**の取り組みを強化する。

■平成30年度より「別府市で障害福祉に従事する職員」を対象とした共通研修:別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例、障害者虐待防止法、障害者自立支援協議会をテーマにした研修会を実施し、共有を図る。

■「別府市で障害福祉に従事する職員」を対象とした分野別研修:**各部会等で研修会・事例検討・実践報告等**をおこなうことにより、受講対象が必要な研修を実施していく。



# 【分野別研修】

■現在各部会等で取り組みをしているものを継続してもらうことを前提とし、新たに必要な研修等を部会等で協議をしていただき、必要に合わせて広報をおこなっていく。

【企画・立案】 別府市障害者自立支援協議会  
各部会等

# 障害者保護に必要な居室確保

- 障害特性、養護者の特性に配慮した居室を確保する必要がある。
  - 障害種別に応じた居室の確保が求められる。
  - 養護者の状況によっては、遠隔地のシェルター確保も必要となる。
- 制度の枠を超えた機関との連携
  - 婦人相談所の一時保護施設の利用
  - 児童相談所の一時保護施設の利用

# まとめ1

- 通常の相談支援と虐待対応の流れの棲み分け  
→この意識がなければ、相談支援専門員は支援に混乱してしまいます。
- 虐待対応(流れ)を意識した支援→成功例、体験は必要ですが、まずは、プロセス(通報の流れ)を意識することが重要です。
- 官民協働で障害者虐待防止法を成熟させていく  
→誰でもそうですが、虐待対応で判断に迷います。行政が特別な存在というわけではなく、一緒に考え、支援方法を構築していくことが求められます。

## まとめ2

- 官民協働で成熟させるといった意味では、自立支援協議会を活用してもらいたい。  
(高齢分野、児童分野の領域では自立支援協議会という機能そのものがない。)
- 虐待は通報することで支援が終了するのではなく、支援が開始されるということ。  
→終わりではなく始まり

ご清聴ありがとうございました。